
【8冊目】不動産登記法 所有権に関する登記（P.25 関連）

第76条の2（相続等による所有権の移転の登記の申請）

- 1 所有権の登記名義人について相続の開始があったときは、当該相続により所有権を取得した者は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該所有権を取得したことを知った日から3年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により所有権を取得した者も、同様とする。
- 2 前項前段の規定による登記（民法第900条及び第901条の規定により算定した相続分に応じてされたものに限る。次条第4項において同じ。）がされた後に遺産の分割があったときは、当該遺産の分割によって当該相続分を超えて所有権を取得した者は、当該遺産の分割の日から3年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。
- 3 前2項の規定は、代位者その他の者の申請又は嘱託により、当該各項の規定による登記がされた場合には、適用しない。

第76条の3（相続人である旨の申出等）

- 1 前条第1項の規定により所有権の移転の登記を申請する義務を負う者は、法務省令で定めるところにより、登記官に対し、所有権の登記名義人について相続が開始した旨及び自らが当該所有権の登記名義人の相続人である旨を申し出ることができる。
- 2 前条第1項に規定する期間内に前項の規定による申出をした者は、同条第1項に規定する所有権の取得（当該申出の前にされた遺産の分割によるものを除く。）に係る所有権の移転の登記を申請する義務を履行したものとみなす。
- 3 登記官は、第1項の規定による申出があったときは、職権で、その旨並びに当該申出をした者の氏名及び住所その他法務省令で定める事項を所有権の登記に付記することができる。
- 4 第1項の規定による申出をした者は、その後の遺産の分割によって所有権を取得したとき（前条第1項前段の規定による登記がされた後に当該遺産の分割によって所有権を取得したときを除く。）は、当該遺産の分割の日から3年以内に、所有権の移転の登記を申請しなければならない。
- 5 前項の規定は、代位者その他の者の申請又は嘱託により、同項の規定による登記がされた場合には、適用しない。
- 6 第1項の規定による申出の方法及び第3項の規定による登記に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第73条の2（所有権の登記の登記事項）

- 1 所有権の登記の登記事項は、第59条各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
 - (1)所有権の登記名義人が法人であるときは、会社法人等番号その他の特定の法人を識別するために必要な事項として法務省令で定めるもの
 - (2)所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときは、その国内における連絡先となる者の氏名又は名称及び住所その他の国内における連絡先に関する事項として法務省令で定めるもの
- 2 前項各号に掲げる登記事項についての登記に関し必要な事項は、法務省令で定める。

第59条（権利に関する登記の登記事項）

権利に関する登記の登記事項は、次のとおりとする。

- 1 登記の目的
- 2 申請の受付の年月日及び受付番号
- 3 登記原因及びその日付
- 4 登記に係る権利の権利者の氏名又は名称及び住所並びに登記名義人が2人以上であるときは当該権利の登記名義人ごとの持分
- 5 登記の目的である権利の消滅に関する定めがあるときは、その定め
- 6 共有物分割禁止の定めがあるときは、その定め
- 7 民法第423条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請した者（以下「代位者」という。）があるときは、当該代位者の氏名又は名称及び住所並びに代位原因
- 8 第2号に掲げるもののほか、権利の順位を明らかにするために必要な事項として法務省令で定めるもの

【2 冊目】宅地建物取引業法 第 35 条（P.37）関連

（6 の 2）当該建物が既存の建物であるときは、次に掲げる事項

- | |
|--|
| <p>① 建物状況調査（実施後国土交通省令で定める期間を経過していないものに限る。）を実施しているかどうか、及びこれを実施している場合におけるその結果の概要</p> <p>② 設計図書、点検記録その他の建物の建築及び維持保全の状況に関する書類で国土交通省令で定めるものの保存の状況</p> |
|--|

規則 16 条の 2 の 2（実施後国土交通省令で定める期間）

法第 35 条第 1 項第六号の二②の国土交通省令で定める期間は、1 年（鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅等にあつては、2 年）とする。
--

【9冊目】建築基準法 第4条 (P.44) 関連

第4条 (建築主事又は建築副主事)

- 1 政令で指定する人口25万以上の市は、その長の指揮監督の下に、第6条第1項の規定による確認に関する事務(確認等事務)をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。

以下、教材未掲載

- 2 市町村(前項の市を除く。)は、その長の指揮監督の下に、確認等事務をつかさどらせるために、建築主事を置くことができる。

～略～

- 5 都道府県は、都道府県知事の指揮監督の下に、第1項又は第2項の規定によって建築主事を置いた市町村(以下「建築主事を置く市町村」という。)の区域外における確認等事務をつかさどらせるために、建築主事を置かなければならない。

追加条文

- 7 第1項、第2項又は第5項の規定によって建築主事を置いた市町村又は都道府県は、当該市町村又は都道府県における確認等事務の実施体制の確保又は充実を図るため必要があると認めるときは、建築主事のほか、当該市町村の長又は都道府県知事の指揮監督の下に、確認等事務のうち建築士法第3条第1項各号に掲げる建築物(以下「大規模建築物」という。)に係るもの以外のものをつかさどらせるために、建築副主事を置くことができる。